

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月12日（月）午前9時から午前9時25分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山	雅 史
会長職務代理	2番	菊 地	典 夫
委 員	1番	萱 橋	敏 男
委 員	3番	中 山	茂
委 員	4番	中 山	一 徳
委 員	5番	海老原	茂
委 員	7番	仲 井	一 人
委 員	8番	文 藏	雄 嗣
委 員	9番	岡 野	幸 雄
委 員	10番	榎 田	実

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	石 塚 英 明
事務局 長補佐	大久保 慎太郎
係 長	柳 橋 真 美

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7 会議の概要

1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年9月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

1 議長（中山会長）

大変お忙しい中、9月の定例総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

皆様方には、稲刈りの最中で、大変忙しい時期と思います。

天気も、先週までは天候不順が続き、大変苦労されている状況でしたが、先週末から天候が回復いたしまして、一日も早く刈り入れが終わることを祈っております。

本日の総会は、議案6件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですがあいさつといたします。よろしく願いします。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、2番菊地職務代理者、3番中山茂委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、合計6筆**■**m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、合計2筆**■**m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は建売住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記現況とも田、面積は**■**m²、合計4筆**■**m²でございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員よりお願いします。

1 仲井委員

それでは報告します。9月5日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地会長職務代理者、中山一徳委員、私、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地はきれいに耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたします。

申請者は、貨物自動車運送業を営んでいる法人で、事業拡大に伴い、駐車場が手狭になったため、申請地6筆[REDACTED]㎡を利用し、大型貨物車両11台、中型貨物車両24台、合計35台分の駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場用地としての許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。

申請地は、[REDACTED]の東側になります。現地は、耕作はされていませんが、雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆[REDACTED]㎡と公衆用道路1筆[REDACTED]㎡の合計3筆[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。現地は耕作されていませんが、雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に[REDACTED]の改札口があることから、3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地4筆[REDACTED]㎡を利用し、建売住宅を建築する計画となっております。

資金計画については自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、建売住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。5ページを

ご覧ください。

受付番号1番、申請理由は農家住宅進入路整備のためとなっております。申請地は、 字 番、地目は登記現況とも田、面積は ㎡でございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告いただきたいと思ひます。2番菊地会長職務代理者よりお願いしします。

1 菊地会長職務代理者

9月5日に行つた書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあつたメンバーと同じであります。

受付番号1番、地図は6ページになります。

申請地は、 の北東側になります。現地は耕作されていませんが、雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者の隣接地に、娘夫婦が自己住宅を建築するため、現在の進入路を提供することになり、申請者の進入路が無くなつてしまうことから、申請地1筆 ㎡を利用し、進入路を整備する計画となっております。

関係法令との調整も行つており、農家住宅の進入路を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記現況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1 中山一徳委員

9月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は8ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の北側になります。現地は耕作はされていませんが、雑草などはきれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約181アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、■■■■㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、

野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号2番、地図は9ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南東側になります。現地は、草刈等の管理がされておらず、耕作放棄地の状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約206アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆、XXXXXXXXXXm²を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を栽培する予定です。

以上のことから、受付番号1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。10ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、畑が1筆で3,000㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

次に更新案件ですが、田が3筆で13,848㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

合計では、田が3筆で13,848㎡、畑が1筆で3,000㎡、合計4筆16,848㎡です。貸し手が2人で、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和4年10月1日からとなります。

詳細につきましては、11ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1 議長(中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議いたしますが、11ページの受付番号2番から4番は、9番岡野委員が議事参与の制限となっております。従いまして、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第4号の受付番号1番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号2番から4番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

それでは審議します。受付番号2番から4番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号2番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号2番から4番も原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局(大久保補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。12ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が1筆で400㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和4年11月1日からとなります。

詳細につきましては、13ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)

をご覧ください。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、採決します。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。14ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が1筆で400㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和4年11月1日からとなります。

詳細につきましては、15ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。議案第6号

の受付番号1番は、私が議事参与の制限となっておりますので、菊地会長職務代理者に議長を交代いたします。菊地会長職務代理者よろしくお願いいたします。

(中山会長から菊地会長職務代理者に議長席を交代する)

1 議長(菊地会長職務代理者)

議案第6号の受付番号1番につきましては、中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、菊地が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、中山会長は退室をお願いいたします。

(中山会長退室)

これより、議案第6号の受付番号1番につきまして審議いたします。

受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので、採決いたします。議案第6号の受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号の受付番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の入室を認めます。

(中山会長入室)

中山会長が議事参与の制限となっております、受付番号1番につきましては、原案のとおり承認されました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

(菊地会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する)

1 議 長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
す。

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は16ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が2件、板橋地区が1件となります。

申請理由は、建売住宅建築のための売買が2件、自己住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。17ページをご覧ください。

今回の合意解約は3件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが2件、中間管理事業に変更するためのものが1件となっております。報告は以上です。

1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、9月定例総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年9月12日

つくばみらい市農業委員会

議 長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟